

国立市議会議長 高柳 貴美代 様

国立南部の整備において

市民と議論を重ねて都市計画を練り上げることを求める陳情

陳情の趣旨

南武線（谷保駅～立川駅）連続立体化都市計画素案の説明会が、一昨年 2023 年 8 月に開催されました。続いて、都市計画道路 3・3・15 号線（立川東大和線）と都市計画道路 3・4・5 号線（新奥多摩街道）の都市計画変更素案の説明会が同年 9 月に開催されました。国立市と立川市に住む多くの市民の方々が出席していて、関心の高さを知ることができました。都市計画素案の説明の後に出席した市民の方々から様々な質問や意見が出されて、東京都の担当者は回答をしました。都市計画道路の事業を利便性や道路の渋滞解消のために、早く進めてもらいたいと賛意を示す方々もいました。また、地域の生活環境を維持して、矢川などの自然環境を守るために、都市計画道路を見直すよう求める方々もいました。私が思いましたのは、小川や河岸段丘が形成するハケ地などの環境のもと宅地や業務施設、大学などが存在している人口密度の高い地域に鉄道や道路の大きな都市計画事業の素案説明会を開催するためには、先ずは市民との意見交換や話し合い（議論）が前提であるべきなのに東京都の都市計画素案説明会はそのプロセスを十分に辿っていないことでした。残念なことは、市民の方々から質問や意見が出されたのですが、開始から 1 時間 30 分経過すると、手を挙げて質問や意見を希望する方がたを遮って説明会を打ち切ったこと

です。

南武線連続立体化都市計画素案について意見を述べます。線路を高架化することにより、多くの踏切が除却となること、人や車の交通が便利になり交通渋滞の解消になること、地域分断の解消になることが期待されることを東京都都市整備局の担当者が説明をしました。一方で、谷保駅西の滝の院踏切と坂下第一踏切が廃止となり、坂下第一踏切と坂下第二踏切を通る車の高さは制限を受けます。また、天神前踏切と下谷保一号踏切は現状のままと説明されました（図1 高架方式の概要）。これらの問題は、谷保地区に住む方々にとっても国立の北部に住む方々にとっても決して小さくない問題です。そこで改善案として、高架方式を基本としながらも、矢川駅から国立市役所前踏切に向かって下って、谷保駅を地下化する「高架方式+地下方式」の併用を私は考えてみました（図2 高架方式と地下方式の併用計画の概要）。そうすれば、国立市役所前踏切から昇松踏切、坂下第二踏切、坂下第一踏切、滝の院踏切、そして天神前踏切、さらに谷保一号踏切、下谷保踏切を除却することができます。天神前踏切がなくなり、安全な交通を実現して谷保駅の南北の往来がはるかに活発になることが期待できます（図3 駅周辺環境の比較、図4 提案の効果）。南武線の谷保駅を地下とする提案は、私たち市民にとっては勿論のこと、立川駅まで南武線が開通した頃のおよそ百年前から現在に至る人々も喜ぶのではないのでしょうか。

次に、都市計画道路 3・3・15 号線について述べます（図5 都市計画道路変更素案の概要図）。都市計画素案では、都市計画道路の幅員は 28 メートルで片側 2 車線です。計画地は谷保・矢川地域にあり、地域を潤してきた矢川とともに農村の風景が残しつつもこの数十年の都市化のもと低層の住宅と市立小学校が、のどかで良好な環境を作ってきました。この都市計画道路はいずみ大通りから甲州街道を横切り 60 メートル入ると、矢川の清流が流れています。この 28 メートル幅の計画道路が、小さな小川である矢川の上を通ると矢川は薄暗い暗渠になります。一昨年の 9 月に開かれた 3・3・15 号線に関する都市計画変更素案の東京都の都市整備局による説明会

	踏切事故の解消	交通の渋滞	地域分断の解消	評価
(都市計画素案)				
西国立駅	○	○	○	◎
矢川駅	○	◐	○	○
谷保駅	×	×	×	×
(谷保駅—地下方式案)				
谷保駅	○	○	○	◎

図3 駅周辺環境の比較

作成

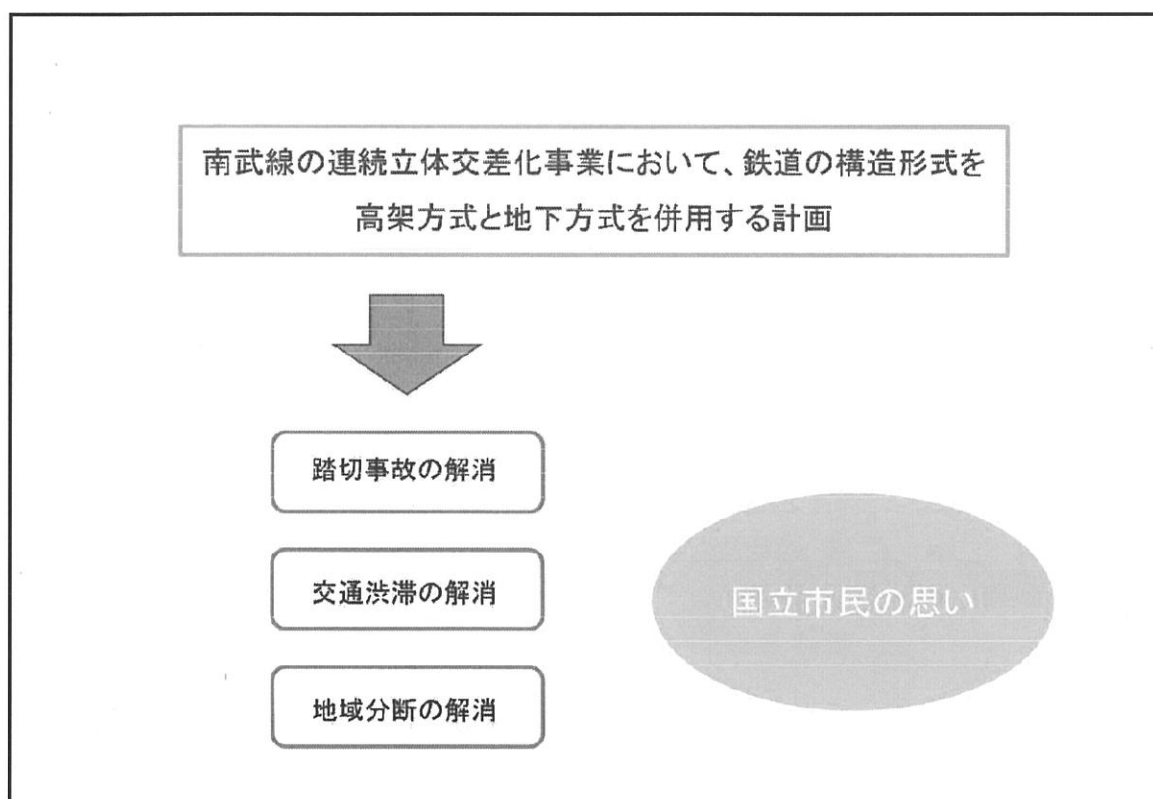


図4 提案の効果

作成

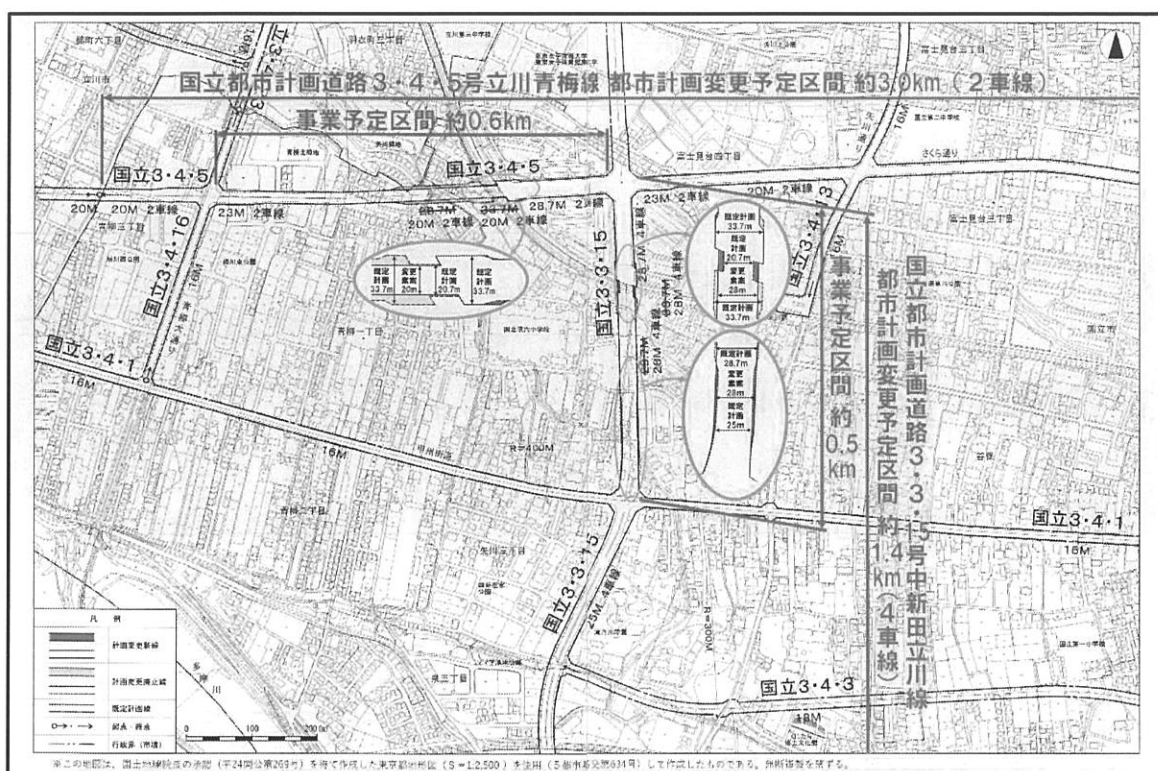


図5 都市計画道路変更素案の概要図

作成東京都都市整備局

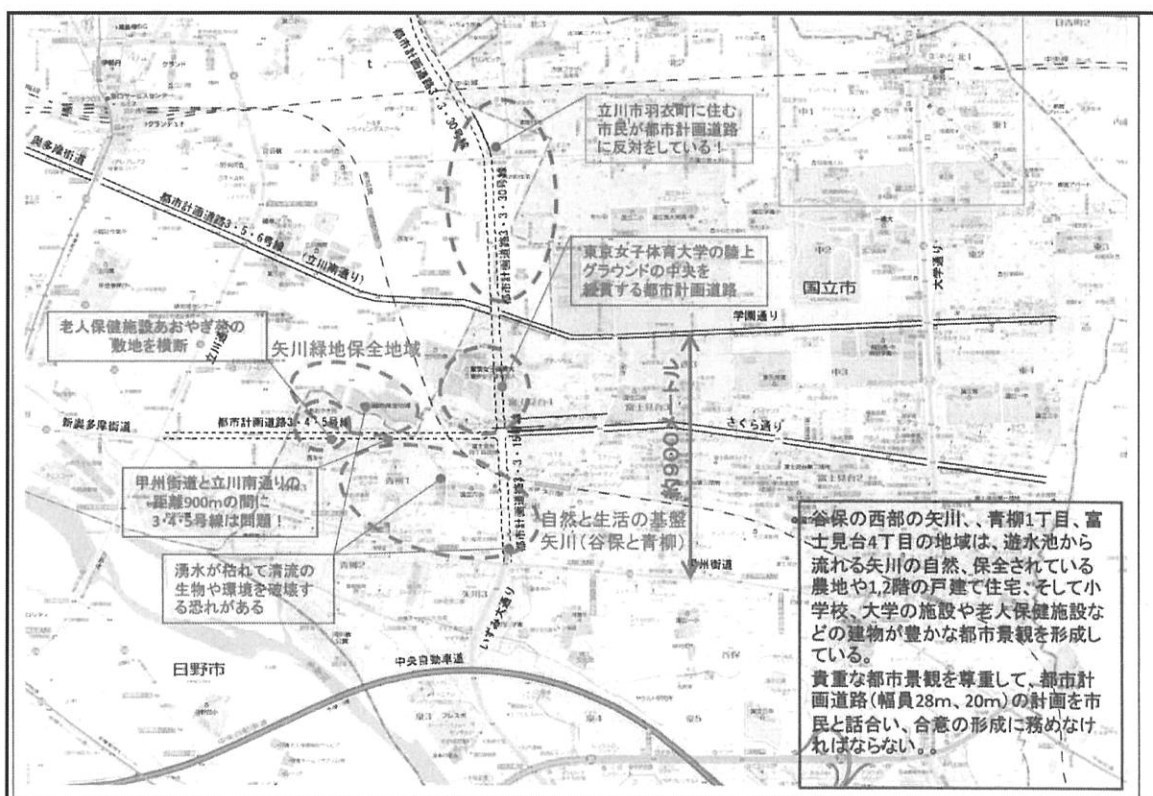


図6 都市計画道路素案と地域の環境

作成東京都都市整備局、加筆

では、矢川地域の自然環境や谷保・矢川の人々が長い間育んできた生活環境への影響についての説明がありませんでした。東京都は、自然などの環境についての評価（環境影響評価書案）は都市計画変更案の説明会（およそ 3 年後か）のさいに同時開催するということです。しかし、これでは矢川の豊かな自然環境や市民の生活環境を蔑ろにしていることになります。

また、都市計画道路 3・3・15 号線は今回の変更素案の説明会ではさくら通り（都市計画道路 3・4・5 号線）までとなっていますが、将来は富士見台 4 丁目から立川市羽衣町や高松町に伸びるよう（図 5 都市計画道路変更素案の概要図）に計画されています。富士見台 4 丁目には低層の住宅が立ち並んでいます。その住宅地を都市計画道路は南北に縦断する計画になっていますが、住民の方の理解をいただいているのでしょうか？また、3・3・15 号線は東京女子体育大学の敷地を横切っており、なかんずく同大学の陸上グラウンドの中央を分断する計画です。東京女子体育大学の担当責任者の方は体育大学という教育施設の根幹を揺るがすゆえに、都市計画道路を陸上グラウンドの上や地下に設置することに従来から反対していると説明してくれました。都市計画道路 3・3・15 号線は、国立市から立川市羽衣町、高松町に入ると都市計画道路 3・3・30 号線となりますが、低層の住宅群が郊外の住宅地を形成しています。都市計画道路について反対する地域の活動が活発であり、都市計画道路に反対する看板が多く見受けられます。これらの地域の実情を、東京都ならびに国立市都市整備部は把握をしていますか？

次に、さくら通りから西に延伸する都市計画道路 3・4・5 号線について述べます。都市計画素案では、都市計画道路の幅員は 20 メートルで片側 1 車線です。都市計画道路 3・4・5 号線は富士見台 4 丁目において現在道路工事をほぼ完成していますが、南武線を越して青柳 1 丁目において住宅地を横断してみのわ通りに接続する計画です。相当数の住宅が移転を迫られることが予想されます。また、都市計画道路 3・4・5 号線の北 15 ないし 30 メートルには、矢川緑地保全地域（住所は立川市羽衣町

3丁目)で立川市によって管理されており貴重な自然環境を保全しています。都市計画道路 3・4・5 号線が、矢川を横切り暗渠となり水源でもある緑地保全地域に大きな影響を及ぼすことが心配されますが、東京都は矢川の自然環境や生活環境についてどのように把握しているかに関して、素案の説明会で説明はありませんでした。

都市計画道路 3・4・5 号線は、東京都の将来計画ではみのわ通りを横切って、国立市青柳 3 丁目から立川市錦町 6 丁目に入り日野橋交差点で新奥多摩街道に接続するとされています。青柳 3 丁目の老人保健施設国立あおやぎ苑の方は、都市計画道路の計画図では駐車場の一部を削られることになり、驚きとともに介護福祉事業の継続に大きな問題が発生するので困ると話していました。また、計画道路の予定地内に戸建て住宅も複数あります。さらに、立川市錦町 6 丁目界限は日野橋交差点まで低層の住宅が立ち並んでいます。都市計画道路 3・4・5 号線は郊外の住宅地を東西に横断する計画になっていますが、住民の方の理解をいただいているのでしょうか？

以上、都市計画道路 3・3・15 号線と 3・4・5 号線について考察をしてきました。図 6 都市計画道路素案と地域の環境は、地図上に問題や懸念を記述（プロット）した略図です。都市計画道路 3・3・15 号線が、甲州街道から立川市羽衣町の立川国分寺通りに至るまで直線状であることが分かります。都市計画道路を計画した担当者が、製図版の上で T 定規と三角定規だけで都市計画道路を作図したさいに、すでに存在していた、東京女子体育大学や戸建て住宅を充分考慮することを怠ったのではないのでしょうか。

また、国立市の学園通りから立川南通りへつながる大通りと甲州街道の南北間の距離は、およそ 900 メートルです。その間に、3・4・5 号線を計画することは、国立のまちにとりまして、道路面積の比重を大きくして、人口減少が予想される将来を考えると均衡がとれているとは言えないと思います。

ところで私は「国立南部のこれからを話合う会」を、谷保に住む女性の方と共に

昨年 11 月に谷保地域防災センターで企画しました。出席された方は 20 人と小規模な集まりでしたが、市議会議員の遠藤直弘氏と矢部新氏が出席して、そして都市整備部南部地域まちづくり課の職員の方も客員として出席してくれました。出席者の方々それぞれの具体的な発言は省略しますが、多くの方が様々な意見を出しました。市議会議員の遠藤直弘氏は、都市計画道路 3・3・15 号線と 3. 4. 5 号線の期待される役割や、南武線連続立体交差化事業が上原元市長の時から議論の俎上に上り、国立市からの働きかけもあって谷保駅西の線路が地上レベルに下りる位置を東側に移動した経緯について懇切な説明をしました。甲州街道の近くに住む方々からは、「交通量や騒音、甲州街道の狭い歩道などの問題が、都市計画道路の決定と工事により解決されることを望んでいる」との声が複数の方からありました。谷保の坂下地区に住む方は、「谷保地域は狭あい道路が多くあり、生活に困っている。例えば、坂下地区には狭あい道路や行き止まり道路がある。急病のさいに救急車が寄り着くことができない住宅が多くあり、病人をストレッチャーで救急職員が運ばなければならない。何十年も前からこの地区の市民の方々は訴えてきて国立市行政も課題だという認識を持っているにも関わらず、今まで手を付けないできた。東京都の素案である南武線連続立体交差化事業は、滝の院踏切と坂下第一踏切が廃止となっている」と話しました。「谷保駅の東側の本宿原踏切が、都市計画道路工事のために廃止となって非常に困っている」と発言する方もいました。共通する意見として、南部のまちづくりについて国立市の担当者から具体的で丁寧な説明が無いということでした。私は有意義な話し合いができたと思いますが、後日談として、その会合の 2 週間後に前永見市長が南部の地域の諸問題について谷保にお住まいの方々と話合う会が坂下集会所で急に開かれることになったことを耳にしまして、良い効果があったかなと思いました。しかし、今まで開いてこなかった説明会を市長選挙の 20 日前に開催することに票集めに繋がりがかねないきな臭さを感じたものです。

次に、「国立市南部地域整備基本計画 改訂版」に関して、考えたいと思います。

上で述べましたように、谷保駅の西の坂下地区などの狭あい道路や行き止り道路の改善計画が明解に記述されておらず、道路整備計画図（「国立市南部地域整備基本計画 改訂版」57 ページ）にも表現されていない、これでは狭あい道路や行き止り道路の改善は望めないと考えます。そして、南武線連続立体交差化事業が素案のままに計画決定された場合に、廃止されることになる谷保駅西の滝の院踏切と坂下第一踏切の代わりに坂下地区に住む市民の交通をどのように考えるかの提案がありません。また、都市計画道路 3・3・15 号線と都市計画道路 3・4・5 号線の都市計画変更素案が計画決定された場合の、谷保・矢川地区、富士見台 4 丁目地区、青柳 1 丁目地区などの将来像についての提案也没有。これでは、先に述べました三件の都市計画素案に関する問題も加えて、市民が国立の町の将来像を描くことが不可能です。

昨年の 6 月に建設環境委員会で「国立市南部地域整備基本計画改訂版（案）」について市議会の建設環境委員会で議論がありました。市議会議員藤田貴裕氏が富士見台 4 丁目の地域について都市整備部の方針を質問しました。第 1 種低層住居専用地域を第 1 種中高層住居専用地域に変更することについて質問しています。同議員のもとには、良好な住宅環境を形成してきた第 1 種低層住居専用地域のままで良いのではないかと意見が寄せられていると発言しました。しかし、南部地域まちづくり課長立川氏はその質問に答えませんでした。市民の意見や声を議論する場において、市役所の職員が用途地域の変更に対する市民の意見という大切なことについてきちんと答えないのは市職員の職責を軽んじるとともに、建設環境委員会の機能が果たせないことになります。次いで、藤田貴裕氏は富士見台 4 丁目の地域における地区計画の中の道路の新設に関して質問をしました。住宅などの建物が無い場所の行き止まり道路の敷地を市が購入して区画道路を新設することは、納税者である市民の理解を得られないのではないかと問題提起です。私もその通りであると考えます。さらに続いて、藤田貴裕氏は「国立市都市整備部は市民約 10 人で勉強会や

個別訪問をしているようだけれども、様々な意見がある以上は地域の多くの市民が集まる全体的な説明会を開いて、議論をしながら地区の皆さんが住みやすいまちづくりをしていく、そういう方向性を目指すべきだと思います」と提言しました。しかし、地域の多くの市民が集まる全体的な説明会は開かれないまま、「矢川上土地区画整理事業の都市計画廃止、用途地域等及び地区計画の都市計画に関する説明会」が、今年 1 月 24 日と 25 日に矢川で開催されてしまいました。都市整備部の職員は市議会議員藤田貴裕氏の提言に対してどう答えるのでしょうか？

今年の 1 月 24 日と 25 日に「矢川上土地区画整理事業の都市計画廃止、用途地域等及び地区計画の都市計画に関する説明会」が矢川プラスにて開催されて、私は 24 日の説明会に顔を出しましたが、多くの市民の方々が出席していました。学園通り（3・4・5 国立昭島線）沿いの 29,000 平方メートルの第 1 種低層住居専用地域を第 1 種中高層住居専用地域に変更することの問題や懸念を発言する方がたが多くいました。今回の都市計画については、多くの市民の意見を聞く市民説明会を開いて合意を形成した上で、都市計画案を作成しなおしてもらいたい」と厳しい意見が複数の方から出されました。地区計画における区画道路の問題も発言される方もいました。

都市整備部が出席者に渡した説明会の資料には、不適当な表現があります。一つは、第 1 種低層住居専用地域から第 1 種中高層住居専用地域への変更がもたらす建築物等の高さの限度についての記述（図 7 建築物等の高さの最高限度）に大きな誤りがあります。建築物の高さの最高限度は、第 1 種低層住居専用地域では 7m 以下もしくは 3 階未満であるのに、説明会の資料には 10m 以下と間違っていて、また第 1 種中高層住居専用地域では 10m 以下であるのに、説明会の資料にはなしと記述されていて誤りです。都市計画の変更についての説明会において市民への配布資料の記述に大きな誤りがあることは問題です。さらに、説明会において私が指摘しても間違いを認めないのでは、なおさらと思わざるをえません。

正しい表記

高さが 10m 以下

軒高が 7m 以下か
3 階未満

建築物等の高さの最高限度

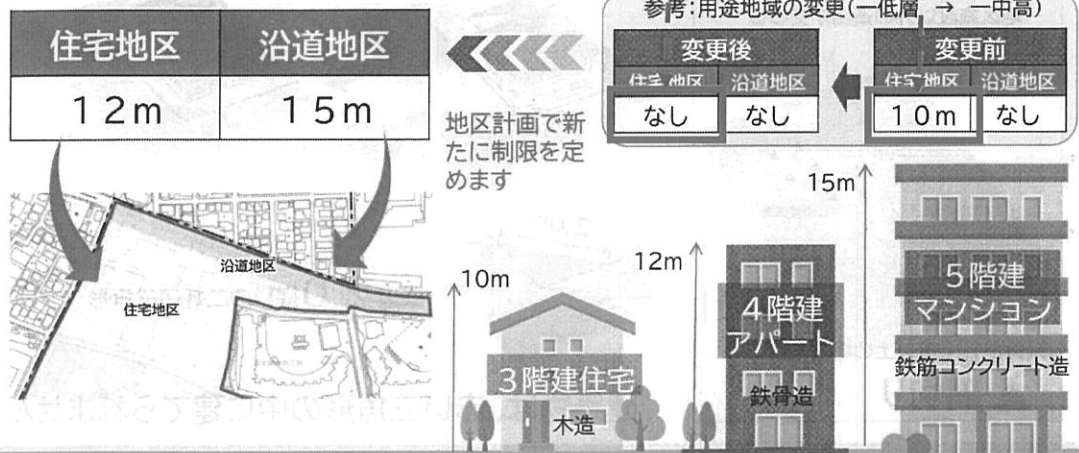


図 7 建築物等の高さの最高限度

作成国立市都市整備部、加筆

用途地域を変更する区域



第一種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

図 8 用途地域を変更する区域

国立市都市整備部作成

二点目は、図 8 用途地域変更する区域の地域の地図上に、都市計画道路 3・3・15 号線が実線で表現されていることです。そこには、すでに低層の住宅が立ち並び、東京女子体育大学のキャンパスがあり、一方でこの地域の都市計画道路 3・3・15 号線は都市計画素案の説明会も今後の予定であることを国立市の都市整備部の職員であれば認識をしていなければならない重要事項です。先に述べましたように、東京女子体育大学の担当責任者の方は、体育大学という教育施設の根幹を揺るがすゆえ都市計画道路を陸上グラウンドの上や地下に設置することに反対していること、また戸建て住宅に住む市民の方がいらっしゃることをふまえて、図面の表記には慎重にあたることは当然です。

以上の検討と考察をふまえて、次の事項を要請します。

陳情事項

南武線（谷保駅～立川駅）連続立体化都市計画素案、そして都市計画道路 3・3・15 号線（立川東大和線）と都市計画道路 3・4・5 号線（新奥多摩街道）の都市計画変更素案の説明会が一昨年（平成 27 年）の 8 月、9 月に開催されました。この 3 件の都市計画事業に賛成の方々は多数いると思います。しかし一方で、反対の方々や全ての都市計画事業に賛成ではないが特定の都市計画事業に賛成する方々もいますし、中には凍結して議論をしていくべきであると主張される方々もいます。陳情の趣旨で述べましたように、これらの都市計画事業とそれに関連付けられる国立市の都市計画事業には、多くのかつ重要な問題や懸念があります。市民にとって重要だと考える問題や懸念の把握と解決策を見出すよう、国立市都市整備部の職員に要請します。

東京都の 3 件の都市計画素案を、この地域の国立の市民の立場からも検討して、国立市の多摩の地域の未来の姿を議論して 未来予想図（青写真）を作成していくために国立市行政はその能力を発揮してください。場合によっては、東京都の都市計画素案の修正案や変更案が出て、東京都と協議を進めていかねばならない時もある

るでしょう。

国立市は東京都の 3 件の都市計画を上位計画と呼びますが、市民は都民でもあり市民の立場から都市計画事業について意見を述べることによって、初めて市民のための良好な都市環境を形成していくことができます。時間の余裕はそれほどないかもしれませんが、国立市内の都市計画事業であれば、国立市民の間の議論と理解を経て合意形成を図るように努めてください。市民は、まちづくりや都市計画に汗を流す覚悟を持っていますので、実行あらしめんために国立市行政も務められることを心から要請します。

以上